

## 砥部町消費生活相談員設置要綱

平成 22 年 8 月 5 日  
砥部町告示第 113 号

### (趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町消費生活相談員（以下「相談員」という。）の設置にあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (資格)

第 2 条 相談員は、社会的信望があり、消費生活の改善向上に関して熱意と識見を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国民生活センターが実施する消費生活相談員養成講座又は財団法人日本消費者協会が実施する消費生活コンサルタント養成講座を修了した者
- (2) 国民生活センターが認定した消費生活専門相談員の資格を有する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、町長が相談員として適当と認めた者

### (職務)

第 3 条 相談員は、町民の消費生活に関する苦情又は相談に適切かつ迅速に対応し、もって利益の擁護及び増進を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消費生活に係る相談及び苦情処理に関すること。
- (2) 消費生活に係る情報収集及び広報に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、消費生活の安定向上に関すること。

### (任用期間)

第 4 条 相談員の任用期間は 1 年とし、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。ただし、年度の中途において任用された者の任用期間は、当該任用の日の属する年度の末日までとする。

2 町長が特に必要と認めたときは、任用期間を更新することができる。

### (勤務日等)

第 5 条 相談員の勤務する日は、1 週につき 1 日とする。ただし、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年砥部町条例第 36 号）第 3 条第 1 項及び第 9 条に規定する週休日及び休日を除く。

2 相談員の勤務時間は、砥部町執務時間規則（平成 17 年砥部町規則第 1 号）第 2 条に規定する時間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、所属長が特に必要と認める場合は、勤務日及び勤務時間を変更できる。

### (任用及び勤務条件等)

第 6 条 前 2 条に定めるもののほか、相談員の任用及び勤務条件等については、砥部町嘱託員規程（平成 17 年砥部町訓令第 15 号）の定めるところによる。

### (その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、相談員の設置に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。